

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

### ◆女性の活躍に関する情報

（令和4年1月末基準）

#### 1. 採用について

採用した労働者に占める女性労働者の割合

##### (1) 正職員

##### (2) 臨時パート職員

男性	2	28.6%	男性	3	50.0%
女性	5	71.4%	女性	3	50.0%
計	7人	100.0%	計	6人	100.0%

#### 2. 継続就業・働き方改革について

男女の平均継続勤務年数の差異

##### (1) 正・嘱託職員

##### (2) 臨時パート職員

男性	17.81	6.34	男性	5.64	▲0.71
女性	11.47	▲6.34	女性	6.35	0.71
計	14.64	年数	計	5.99	年数

#### 3. 評価・登用

管理職に占める女性労働者の割合

	正職員	男性	女性	女性%	合計
①	管理職（課長以上）※	35	11	23.9	46
②	監督職（主査以上）	24	19	44.2	43
③	一般職	21	26	55.3	47
	正職員計	80	56	41.2	136

### ◆女性活躍推進法に基づく「JA東西しらかわ 行動計画」

計画期間：令和4年3月1日～令和7年2月28日

目 標：管理職（課長職以上）に占める女性の割合を30%以上にする。（現在約24%）

取組内容：管理職登用に必要な認証資格取得の促進

- ・ 受験対象者の管理徹底
- ・ 積極的な受験の督励と受験管理
- ・ 試験対策、意識習熟研修会の実施